（確定給付企業年金法施行規則の一部改正）

第三条　確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（規約の軽微な変更等） **第七条**　法第六条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。 一～三　（略） 四　法第四条第五号に掲げる事項（労働協約等の変更により法第二十七条の規定による加入者の資格の喪失の時期が変更になる場合その他の給付の設計の軽微な変更（給付の額を減額する場合及び規約の変更が効力を有することとなる日（第八十五条の三において「規約変更日」という。）前の期間に係る給付の額を増額する場合（当該増額に係る実施事業所の事業主が企業型年金を実施している場合に限る。）を除く。）がある場合に限り、第九号に掲げる事項を除く。） 五～十三　（略） ２　（略） （基金の加入者の資格取得の届出） **第二十二条**　基金型企業年金（法第二十九条第一項に規定する基金型企業年金をいう。以下同じ。）の事業主は、その使用する者が法第二十六条の規定により基金の加入者の資格を取得したときは、その資格を取得した日から起算して三十日を経過する日又は当該資格を取得した日の属する月の翌月十四日のいずれか早い日までに、次に掲げる事項を基金に届け出なければならない。 一～三　（略） （基金の加入者の資格喪失の届出） **第二十三条**　基金型企業年金の事業主は、その使用する基金の加入者が法第二十七条の規定により加入者の資格を喪失したときは、その資格を喪失した日から起算して三十日を経過する日又は当該資格を喪失した日の属する月の翌月十四日のいずれか早い日までに、次に掲げる事項を基金に届け出なければならない。 一～四　（略） （給付の現価相当額の計算方法） **第二十四条の三**　令第二十三条第四項の規定による現価相当額の計算の基礎となる予定利率及び予定死亡率は、次のとおりとする。 一　予定利率は、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める率（受託保証型確定給付企業年金にあっては、契約者価額の計算に用いる予定利率） イ　令第二十三条第一項第一号の現価相当額を計算する場合　次に掲げる率のうち最も低い率 (1)　前回の財政計算（財政再計算及び第四十九条第一号又は第二号に規定する場合における掛金の額の計算をいう。以下同じ。）の計算基準日（第四十九条及び第五十七条第一項に規定する計算基準日をいう。以下同じ。）以降の日における第四十三条第二項第一号の厚生労働大臣が定める率（以下「下限予定利率」という。）のうち、最も低い下限予定利率 (2)・(3)　（略） ロ・ハ　（略） 二　（略）	（規約の軽微な変更等） **第七条**　法第六条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。 一～三　（略） 四　法第四条第五号に掲げる事項（労働協約等の変更により法第二十七条の規定による加入者の資格の喪失の時期が変更になる場合その他の給付の設計の軽微な変更（給付の額の減額に係る場合を除く。）に限り、第九号に掲げる事項を除く。） 五～十三　（略） ２　（略） （基金の加入者の資格取得の届出） **第二十二条**　基金型企業年金（法第二十九条第一項に規定する基金型企業年金をいう。以下同じ。）の事業主は、その使用する者が法第二十六条の規定により基金の加入者の資格を取得したときは、三十日以内に、次に掲げる事項を基金に届け出なければならない。 一～三　（略） （基金の加入者の資格喪失の届出） **第二十三条**　基金型企業年金の事業主は、その使用する基金の加入者が法第二十七条の規定により加入者の資格を喪失したときは、三十日以内に、次に掲げる事項を基金に届け出なければならない。 一～四　（略） （給付の現価相当額の計算方法） **第二十四条の三**　令第二十三条第四項の規定による現価相当額の計算の基礎となる予定利率及び予定死亡率は、次のとおりとする。 一　予定利率は、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める率（受託保証型確定給付企業年金にあっては、契約者価額の計算に用いる予定利率） イ　令第二十三条第一項第一号の現価相当額を計算する場合　次に掲げる率のうち最も低い率 (1)　前回の財政計算（財政再計算及び第四十九条第一号から第三号までの規定による掛金の額の計算をいう。以下同じ。）の計算基準日（第四十九条及び第五十七条第一項に規定する計算基準日をいう。以下同じ。）以降の日における第四十三条第二項第一号の厚生労働大臣が定める率（以下「下限予定利率」という。）のうち、最も低い下限予定利率 (2)・(3)　（略） ロ・ハ　（略） 二　（略）